

約款 新旧対照表

『高火力 DOK サービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第5条	<p>第5条（利用料金）</p> <p>1. 本サービスの利用料金は、コンテナを起動してから終了するまでの期間に応じて、秒単位（1秒未満切上げ）で発生します。</p>	<p>第5条（利用料金）</p> <p>1. 本サービスの利用料金は、コンテナを起動してから終了するまでの時間（以下「起動時間」といいます。）に応じて、秒単位（1秒未満切上げ）で発生します。</p> <p>2. 当社は本サービスの提供にあたり、起動時間の下限を定める場合があります（以下、「最低利用時間」といいます。）。本サービスのうち、当社が最低利用時間を定めたプランにおいて、起動時間が最低利用時間に満たない場合、利用料金は、最低利用時間を起動時間とみなして計算されます。</p> <p>3. 利用料金が1円未満の端数が生じた場合、端数は切り上げて計算されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの持続可能性確保のため、最低利用時間を新たに設けました。</li> <li>従来 サービスサイトにてご案内しておりました利用料金の端数の取扱いについて明記いたしました。実質的な変更はございません。</li> </ul>
附則 第1条	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、2024年6月27日に制定され、同日より適用されます。</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、2024年6月27日から適用された高火力 DOK サービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2025年3月27日より適用されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本改定に伴う適用日の変更を行います。</li> </ul>